

# 清和町自主防災会規約

(名 称)

第1条 この防災会は、清和町防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 防災会の事務所は、清和町自治会館内に置く。

(目 的)

第3条 防災会は、町内等に発生する災害や事故等に連帯共同して対処するとともに、日頃の啓発活動及び訓練等により被害を最小限にとどめることを目的とする。

(活 動)

第4条 防災会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 火災予防その他、災害予防に関すること。
- (2) 防火に関する知識の普及に関すること。
- (3) 防災活動に必要な資器材の整備に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策に関すること。

(組 織)

第5条 前条の活動を行なうため防災会に次の各班を設置する。

- (1) 情報班
- (2) 救出・救護班
- (3) 消火班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食・給水班

2 前項各班には班長及び副班長を置く。

(役 員)

第6条 防災会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 班長 5名
- (5) 副班長 5名
- (6) 監事 2名

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を防げない。

- 2 役員が転勤等により任務を遂行できないときは、速やかに会長に届け出るものとする。
- 3 役員が任務を遂行できないことによりこれを補充する場合の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後も後任者が決定するまではその任務を行なう。

(役員任務)

第8条 会長は、防災会を代表して会務を統括し、自治会及び学区自治連合会、学区防災会との連携を図る。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行なう。
- 3 会計は、防災会の会計事務を行なう。
- 4 班長は、担当班の任務遂行、連絡調整及び会務の処理に当たる。
- 5 副班長は、班長を補佐し、会務の処理に当たる。
- 6 監事は、防災会の会計について監査する。

(役員等の選出)

- 第9条 第5条第1項の各班の班員及び第6条の役員は、自治会の各組1名以上で構成し、定例総会において承認する。
- 2 防災会の役員及び班員は、自治会の役員及び組長がこれを兼務することができる。

(会 議)

- 第10条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。
- 2 定例総会は、年1回、清和町自治会の定例総会に合わせて招集する。
- 3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めたとき招集する。
- 4 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 定例総会及び臨時総会は、清和町自治会員で構成し、役員会は、監事を除く役員で構成する。
- 第11条 会議で、討議すべき事項は、定例総会にあっては、規約の制定及び改廃、活動計画及び報告に関する事、役員及び班員の選任または解任に関する事、予算及び決算に関する事、その他総会が特に必要と認めたこととし、役員会にあっては、定例総会及び臨時総会決定事項の処理方針及びその他会務の一般的処理方針とする。
- 2 臨時総会で討議すべき事項は、定例総会に準じるものとする。
- 第12条 会議は、会長が招集する。
- 2 会議は構成員の2分の1以上が出席（委任状を含む。）しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長又は副会長が務め、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

(運 用)

- 第13条 防災会の運用は、次の基準による。
- (1) 防災会は、災害等が発生した場合は直ちに活動を開始する。
- (2) 防災会は、清和町の災害等に対処することを第一として運用する。
- (3) 防災会は、町内の災害に対し独自に対処することが困難なときには、真野北学区自主防災組織委員長に対し応援を要請する。
- (4) 会長は、真野北学区自主防災組織委員長からの応援の要請があった場合は、清和町自治会と連携して可能な限りこれに応ずる。
- (5) 防災会は、真野北学区自主防災組織と連携協力して活動を行なう。

(会 計)

- 第14条 防災会の運営に要する経費は、自治会からの拠出金等とする。
- 2 防災会の会計年度は、自治会の会計年度と同じとする。

(監 査)

- 第15条 監事は、毎年1回、防災会の監査を行なう。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行なうことができる。
- 2 監事は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

(雑 則)

- 第16条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り、定める。

- 付 則 この規約は、平成10年4月1日から施行する。
- 付 則 この規約は、平成11年3月28日から施行する。
- 付 則 この規約は、平成26年3月30日から施行する。